

下水道法に基づく条例で定める 公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準（案）

1 趣旨について

国により、一層の地域主権を推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）が公布され、下水道法（昭和33年法律第79号）が改正されました。

これまで国の政令で全国一律に定められていた下水道法に基づく公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準について、地方分権改革の観点から、政令で定める基準を参酌して地方公共団体（市）が条例で定めることになりました。

2 対象

京丹後市の設置する公共下水道

3 基準の考え方

京丹後市において該当しない部分については削除し、その他については、マンホールの設置基準を除き国が定める基準と同一の内容とします。

4 主な内容

（1）公共下水道の構造について

- 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準
 - ・ 堅固で耐久力を有する構造とします。
 - ・ コンクリートなどの耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずるものとします。
 - ・ 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものは除く）には、覆いや柵の設置、その他下水の飛散を防止し、人の出入りを制限する措置を講ずるものとします。
 - ・ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分は、ステンレス鋼などの腐食しにくい材料で造るか、腐食を防止する措置を講ずるものとします。
 - ・ 地震により下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置など必要な措置を講ずるものとします。
- 排水施設の構造の基準
 - ・ 排水管の内径及び排水渠の断面積は、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとします。
 - ・ 暗渠など地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所には、排気口の設置など気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとします。
 - ・ 管渠の点検、清掃その他の維持管理のために必要な箇所には、マンホールを設けることとします。
 - ・ ます又はマンホールには、蓋を設けることとします。

- 処理施設の構造の基準
 - ・ 脱臭施設の設置など臭気の発散を防止する措置を講ずるものとします。
 - ・ 汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう必要な措置を講ずるものとします。
- 適用除外
 - 上記3つの基準は、次に掲げる公共下水道については適用しません。
 - ・ 工事を施行するために仮に設けられるもの
 - ・ 非常災害のために必要な応急措置として設けられるもの
- 経過措置
 - この基準（条例）の施行日に既に存在する施設で上記3つの基準に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、引き続き現行（施行日前）の基準によるものとし、新基準（条例）は施行日後に改築の工事に着手したもの（区域又は区間）から適用するものとします。

（2）終末処理場の維持管理について

- 終末処理場の維持管理に関する基準
 - ・ 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調整するものとします。
 - ・ 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去するものとします。
 - ・ その他、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとします。
 - ・ 臭気が発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持するものとします。
 - ・ その他、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう必要な措置を講ずるものとします。

※ 国の基準の詳細については、別添「参酌すべき基準等」を参照してください。

5 施行期日について

平成25年4月1日から施行します。